

事業統合・広域化等先進事例報告発表

宗像地区事務組合

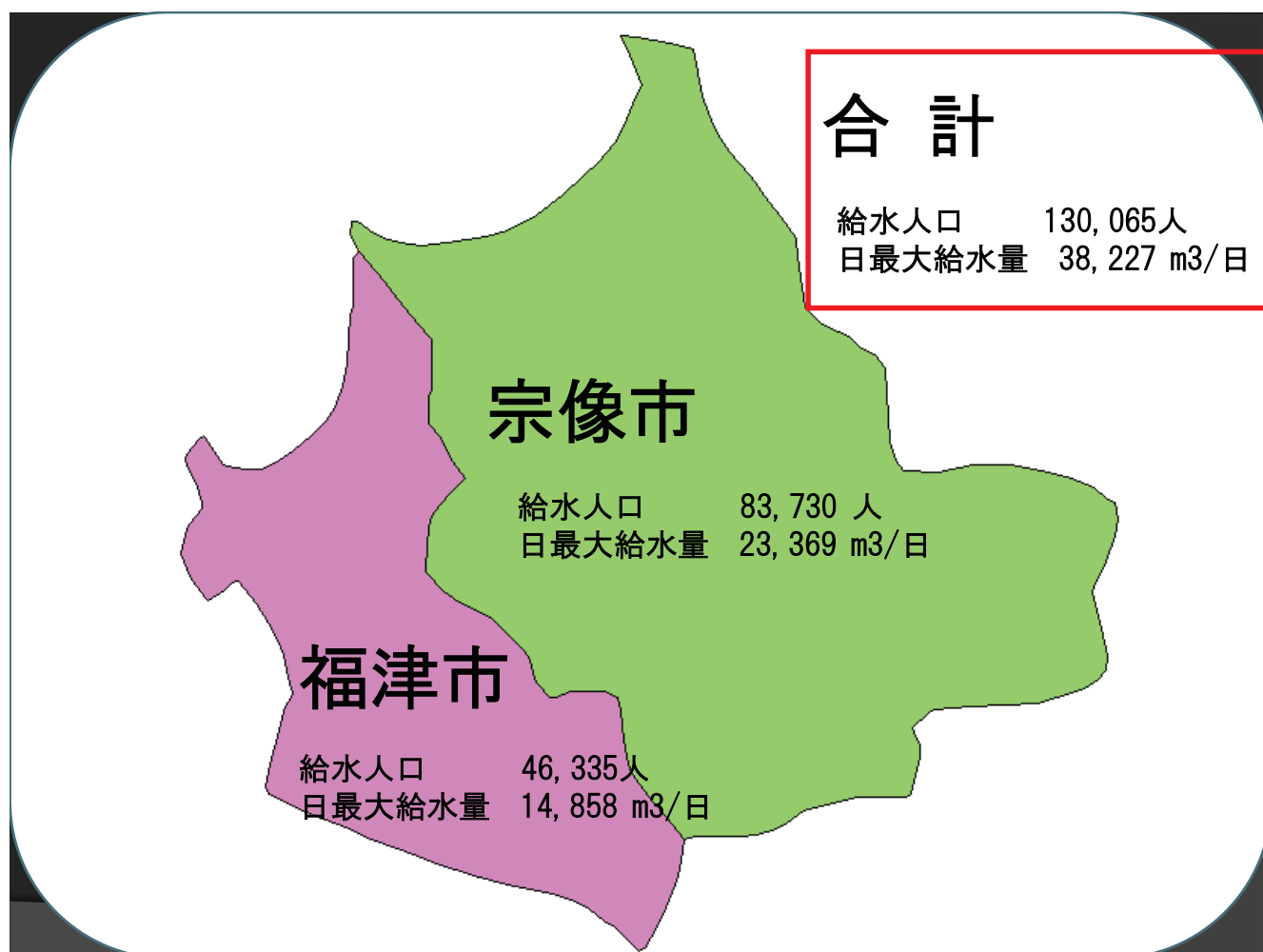
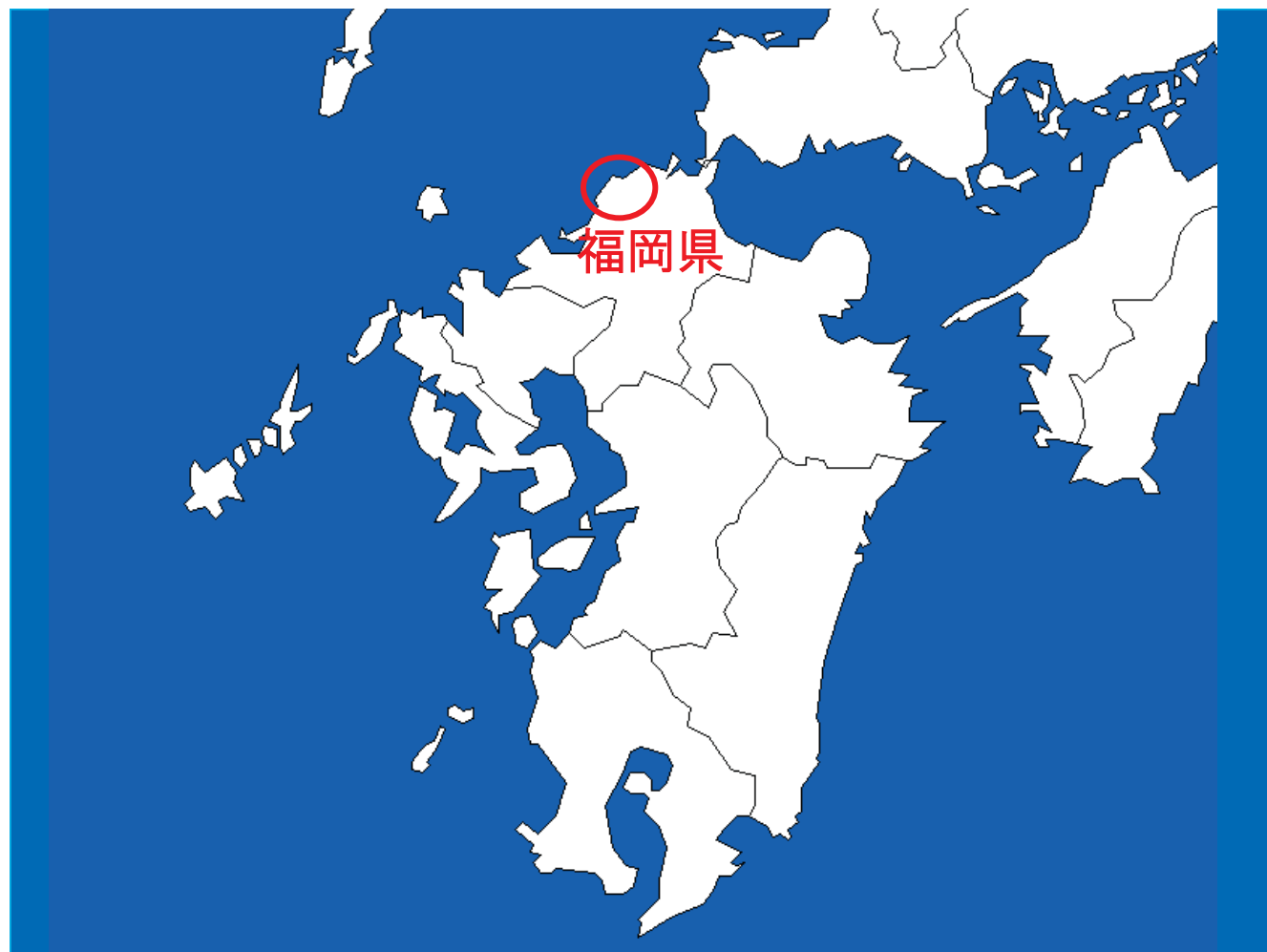
福岡県

宗像地区の水道事業
広域化について

宗像地区事務組合

福岡県

宗像地区の紹介





事業統合の特徴

宗像地区事務組合の統合

◎用水供給事業と 三つの水道事業 の垂直統合

◎ 宗像地区事務組合

用水供給事業

◎ 宗像市

宗像市水道事業

地島簡易水道事業

大島簡易水道事業

◎ 福津市

水道事業(福間地区)

水道事業(津屋崎地区)

本木簡易水道事業

水道及び用水供給事業の廃止
簡易水道事業はそのまま引継ぐ

創
設

宗像地区事務組合

水道事業

地島簡易水道事業

本木簡易水道事業

大島簡易水道事業

北九州市用水供給事業について

北部福岡緊急連絡管事業

福岡県西方沖地震のような自然災害及び施設事故等に対する危機管理対策のため、北九州市と福岡都市圏を緊急連絡管で結び、緊急時に水道水を相互融通することで、安全で安心なライフラインの確保を図るもの。

送水量： 双方向最大 5 万m³/日

北九州市水道用水供給事業

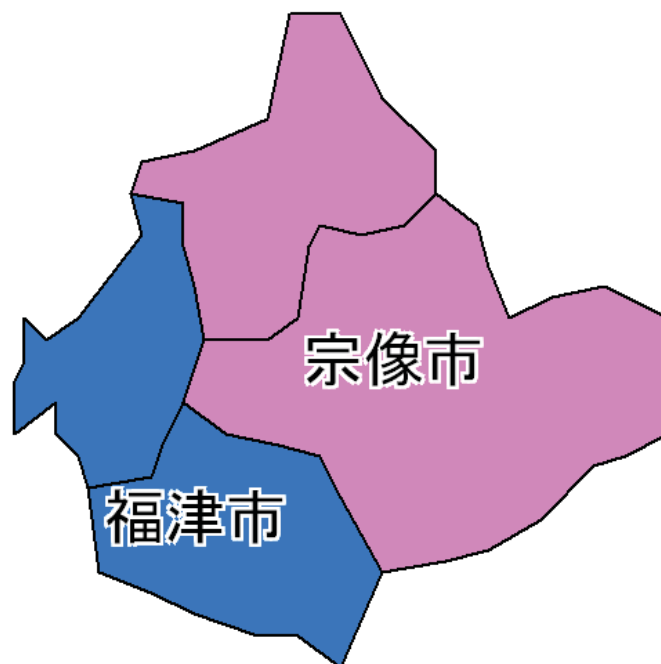
宗像市など 3 市 1 町において、不安定な自己水源や老朽化した浄水場の代替として、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、水道水を供給するため水道用水供給事業を創設するものです。

供給量： 2 万m³/日

福津市 3千m³/日、古賀市 3千m³/日
宗像市 1万m³/日、新宮町 4千m³/日

事業統合までの 経緯

平成17年
福間町と津屋崎町が合併



消 防

水 道



宗像地区事務組合



医 療

し尿処理

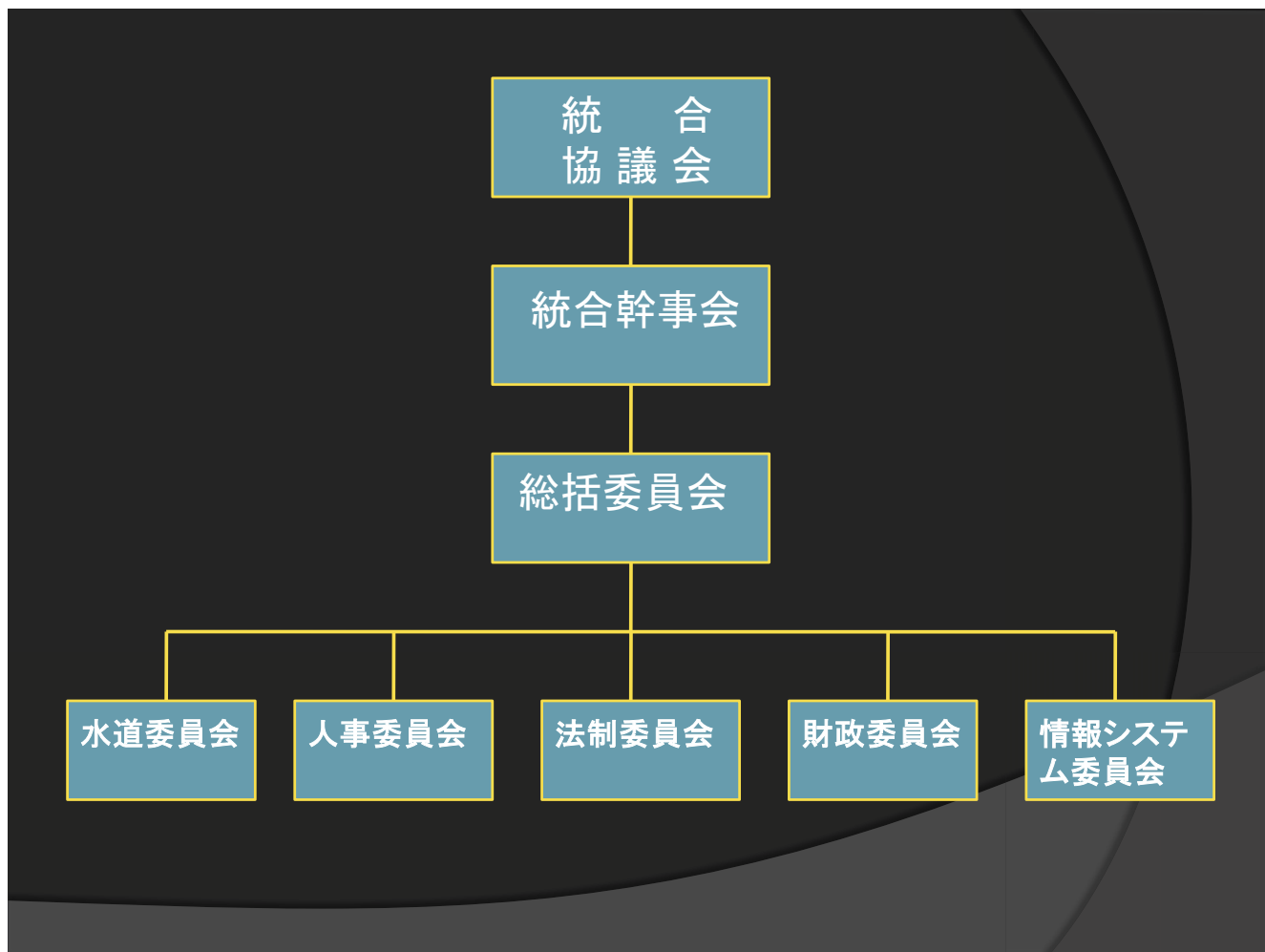
厚生労働省策定 「水道ビジョン」

◎新たな概念の広域化の推進

地域の実情に応じた管理の一体化や
事業統合・共同経営等

課題

- ◎高い水道料金
- ◎将来必要となる大量更新
に必要な財源確保
- ◎水道技術の継承



厚生労働省発健1210第3号
平成21年12月10日

宗像地区事務組合

組合長 谷井 博美 殿

厚生労働大臣 長 妻 昭



水道事業の創設の認可について

平成21年12月3日付け21宗事総第746号をもって申請のあった標記については、認可する。

新たな水道事業へ

水道ビジョンの作成

学識経験者及び市民との共同参画

国庫補助の重点化 ～メリハリある見直し～

メリ

- 資本単価設定の見直し
 - ・ 水道70円/㎡以上→ 90円/㎡以上
 - ・ 用供50円/㎡以上→ 70円/㎡以上
- 「水道水源開発施設整備費」の補助率見直し
 - ・ 1/2→1/3
- 補助メニューの廃止
 - ・ 一般広域化施設整備費
 - ・ 高度浄水施設等整備費(水道90円/㎡未満、用供 70円/㎡未満の資本単価の事業者が行う事業(クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染対策を除く))

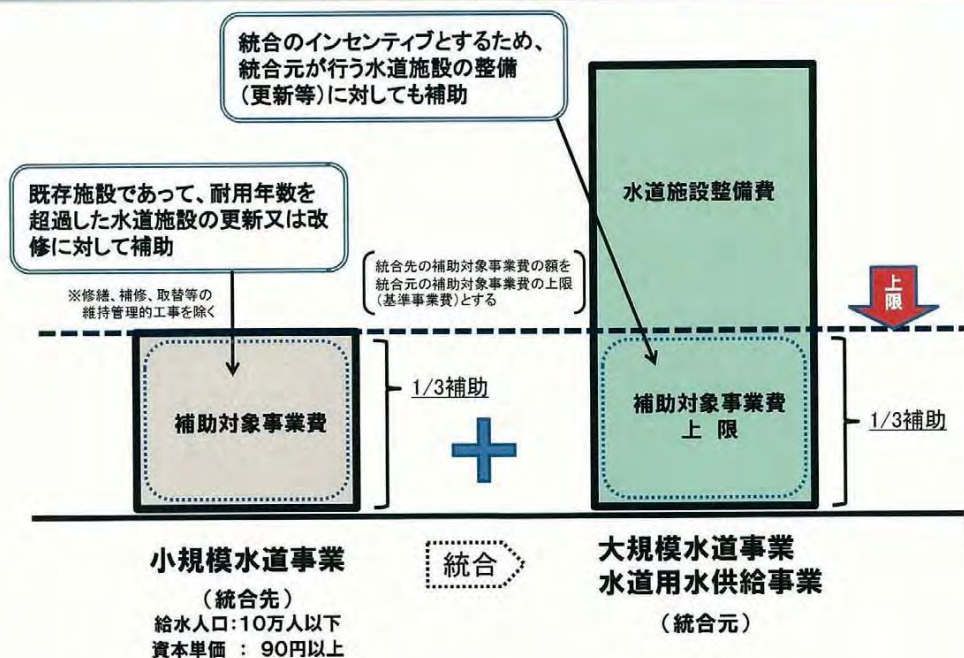
「事業仕分け」
評価結果

ハリ

- 「老朽管更新事業」の補助率見直し
 - ・ 1/4→1/3, 1/3→1/2
(ダクティル鑄鉄管を除く)
 - 「老朽管更新事業」の補助対象施設の追加
 - ・ ダクティル鑄鉄管(布設後30年経過)
 - 「水道広域化促進事業費」の創設
 - ・ 小規模水道事業の施設整備に併せ、統合の受け皿となる事業者へも支援
 - 「生活基盤近代化事業」の補助対象施設の追加
 - ・ 基幹的な水道構造物の耐震補強事業
 - ・ 緊急遮断弁、非常用電源設備
- など

※ 平成22年度新規採択事業から適用

水道広域化促進事業の補助対象事業費の考え方



ご静聴
ありがとうございました。